

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原 告 松竹伸幸

被 告 日本共産党

意 見 陳 述 書

2024年6月20日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士 加 藤 健 次


本件は、被告の党員であった原告が、規約に反する行為を行ったことを理由に、規約に基づく手続を経て除名処分を受けたことについて、裁判所に対し、除名処分が無効で、被告の党員であるとの確認を求め、かつ除名処分及びこれに関する「しんぶん赤旗」に掲載された一連の記事が原告に対する不法行為にあたるとして、損害賠償を求めている事案である。

第1 地位確認の請求について

本件除名処分は、綱領と規約に基づく正当なものであり、被告の最高決定機関である党大会で原告の再審査請求が却下され、決着済みの問題である。被告は、憲法の規定に照らして、自律性が強く求められる政党の内部問題である本件除名処分の効力について、裁判所が立ち入って審査すべきでないと考えている。

そこで、審理の開始にあたって、政党の自律性に基づく処分と司法審査の関係について、被告の基本的な考え方を述べることにする。

1 憲法は政党の自律性を尊重することを求めている

(1) 憲法21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と定めている。この規定には、わが国における戦前の激しい言論

弾圧が戦争につながったという歴史に対する反省がこめられている。とりわけ、日本共産党は、治安維持法によって、存在そのものが非合法とされ、党员は命にも関わる徹底的な弾圧を受けた。

このように、憲法21条を根拠とする結社である政党と時の権力機関との間には、常に緊張関係が存在していることをまず確認すべきである。

(2) 被告は、自らの意思で綱領と規約を承認した党员によって成り立っている政党である。被告は、議会制民主主義のもとで、国民の声を集め、政党としての公約を掲げ、選挙を通じて社会を変革するための活動を行っている。この活動を行う上で、構成員である党员に対して党の目的や政治主張、内部規律を内容とする綱領と規約の遵守を求めるることは、綱領と規約に基づいて団結している政党として当然のことである。とりわけ、党の決定に対して、党の構成員である党员の行動の統一を求めるることは、団結のための基本原則であり、国民に責任を負う政党として当然のことである。

このことから、政治結社である政党の団結と統一を維持するため党员の行動について党として一定の規制を設け、その結果として、党员が自己の権利や自由に一定の制約を受けることはありうることである。実際、被告以外の多くの政党も、政党の団結と統一を乱す党员の行為に対して一定の制約を課す規定を設けている。

(3) 被告は、規約により、党内での自由な議論を保障している。党大会でもすべての発言をまとめて公刊している。他方で、国民に責任を持つ政党として、決定に対する行動の統一を求めるという点で、個々人の言論活動や表現行為が一定の制約を受ける場合もありうる。しかし、それは、当該個人が結社の自由を行使して、他の人々とともに結社の構成員となった結果としての内在的な制約というべきものであり、当該個人が結社である政党にとどまる意思を持つ限り、甘受すべきものである。

(4) 憲法は、議会制民主主義をとり、政党を当然の前提としているが、政党につ

いて特別の規定を置いていないし、また政党の目的や運営方法を規定した法律も存在しない。

このことは、多様な国民の政治的意を国政に反映させ、議会制民主主義を支えるという政党の役割を果たすためには、政党の目的や運営方法については、それぞれの政党の自律性に委ねることが必要かつ妥当であるとするのが、憲法の立場であることを示している。

2 最高裁昭和63年判決の判旨は現在も妥当であり変更する必要はない

(1) 最高裁昭和63年12月20日第三小法廷判決は、「政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な判断に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」と判示している。

この判旨は、憲法における結社の自由の意義や議会制民主主義における政党の位置づけを正しく踏まえたものであって、いまこれを変更する必要はない。

(2) 原告は、判例変更の根拠として、令和2年11月25日大法廷判決を援用するが、同判決の射程は、「普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる」という限度であり、本件に適用すべきものではない。

この点、地方自治体の議会の懲罰は法律で要件等が定められていること、地方自治体の議員は選挙で選ばれ、住民を代表して活動する地位にあることなど、本件とは明らかな相違があることを指摘しておく。

3 原告が主張する論点は政党が自律的に判断すべき問題である

原告は、訴状において、いわゆる「党首公選制」や「核抑止抜きの専守防衛」に関する自己の主張を展開し、それらの主張が被告の綱領や大会決定に反するも

のではないと主張している。しかし、原告の主張が綱領や大会決定に反することについては、これまで十分に論じ尽くされており、この訴訟において蒸し返して議論するような問題ではない。

何よりも強調しておきたいことは、党首の選び方や安保・自衛隊政策に関する原告の主張が被告の綱領や大会決定に反するかどうかは、「法律上の争訟」として裁判所が審理するにはなじまない問題であるということである。これらの問題は、まさに結社である被告の自律的な判断に委ねられるべき問題である。

第2 名誉毀損等に基づく損害賠償請求について

原告は、被告の機関紙である「しんぶん赤旗」の報道記事をあげて、それらの記事が名誉毀損等に当たると主張している。しかし、原告が引用する各記事は、いずれも名誉毀損等の不法行為に該当するものではない。

原告が引用する各記事の該当箇所は、原告の言動等の事実を踏まえた論評ないし意見表明と評価すべきものである。そして、各記事は、いずれも政党である被告の基本政策や組織原則に関して、事実に反する指摘に反論し、正確な事実を伝えるという目的によるものである。さらに、論評ないし意見表明の前提となる主要な事実は真実であるから、不法行為には該当しない。

被告は、裁判所が、憲法が保障する結社の自由とわが国における政党の憲法上の位置づけを踏まえて、本件除名処分における被告の政党としての自主性、自律性を尊重するとともに、政党機関誌において「意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する」立場に立った判断を行うことを求めるものである。

以上